

周南市庁舎会議室等の市民使用に関する条例制定について

周南市庁舎会議室等の市民使用に関する条例を次のように定める。

平成30年12月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市庁舎会議室等の市民使用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、周南市庁舎内の会議室等を周南市（以下「市」という。）の事務、事業に支障のない範囲で市民等の使用に供することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「会議室等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 共用会議室
- (2) 多目的室

(使用できない日)

第3条 会議室等を使用できない日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

- 2 市長が特に必要と認めるときは、前項の使用できない日を変更し、又は臨時に使用できない日を定めることができる。

(使用時間)

第4条 会議室等の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 市長が特に必要と認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 会議室等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、市の事務、事業で使用する必要があるときは、前項の許可をしない。

- 3 市長は、第1項の許可をする場合において、会議室等の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付し、又は指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（許可の制限）

第6条 市長は、会議室等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 市庁舎、附属設備、備品等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市庁舎の管理運営上支障があるとき。

（許可の取消し等）

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 市の事務、事業で使用する必要が生じたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 第5条第3項に定める許可の条件又は指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市庁舎の管理運営上特に必要があるとき。

2 前項の取消しにより生じた損害については、市はその責めを負わない。

（使用料）

第8条 使用者は、別表第1から別表第3までに定める使用料の合計金額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を使用料として、会議室等を使用する当日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国若しくは公共団体が使用するとき、又は市長が認めるときは、会議室等を使用した翌日以降に納付することができる。

3 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第9条 納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復等)

第10条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第7条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに使用者の責任において、これを原状に復さなければならない。

2 前項の義務を履行しないときは、市長が使用者に代わってこれを行い、その費用は使用者の負担とする。

(損害賠償)

第11条 使用者は、市庁舎、附属設備、備品等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第8条関係)

周南市庁舎会議室等施設使用料 (単位 円)

区分	1時間当たりの額
共用会議室A	97
共用会議室B	97
共用会議室C	97
共用会議室D	97
共用会議室E	280
共用会議室F	280
共用会議室G	280
共用会議室H	507

多目的室	864
------	-----

備考

- 1 施設使用料は、この表に定める額に、施設使用時間（1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。）を乗じて得た額とする。
- 2 次の各号に掲げる場合の施設使用料は、前項の施設使用料の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 営利（営業、宣伝等を含む。以下同じ。）を目的とし、入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収し、又は物品販売を行う場合 100分の300
 - (2) 営利を目的とするが、入場料等を徴収しない、かつ、物品販売を行わない場合 100分の200
 - (3) 営利を目的としないが、入場料等を徴収し、又は物品販売を行う場合 100分の120

別表第2（第8条関係）

周南市庁舎会議室等冷暖房使用料 (単位 円)

区分	1時間当たりの額
共用会議室A	21
共用会議室B	21
共用会議室C	21
共用会議室D	21
共用会議室E	64
共用会議室F	64
共用会議室G	64
共用会議室H	108
多目的室	172

備考 本表は、冷暖房設備を使用するときに適用し、冷暖房使用料は、この表に定める額に、別表第1備考1の施設使用時間に乗じて得た額とする。

別表第3（第8条関係）

周南市庁舎会議室等附属設備使用料

附属設備	1時間当たり540円の範囲内で市長が別に定める額
------	--------------------------

備考 本表は、附属設備を使用するときに適用し、附属設備使用料は、この表に定める額に、別表第1備考1の施設使用時間を乗じて得た額とする。